

記載要領等

買換資産の取得価額等の明細書

《使用目的等》

この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から1年以内に買換資産の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から1年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23条の8の8第11項（同令第23条の8の9第8項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。

なお、その譲渡の対価の額のうち、その1年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

《記載要領等》

- 1 この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の6の8第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法第70条の6の10第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。
- 3 「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
 - (2) 「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。
 - (3) 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。
 - (4) 事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 4 「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額の合計額（A）が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額の合計額（A）が②の金額未満である場合には、⑤の金額の合計額（A）を記載してください。
- 5 「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記2から4までに記載した事項に基づいて記載してください。
- 6 各事業用資産の⑧欄の金額の計算上、1円未満の端数が生じた場合には、各事業用資産の⑧欄の合計額が「合計」の⑧欄の金額（B）と一致するよう調整をしてください。
- 7 譲渡をした特例（受贈）事業用資産が2以上ある場合において、その譲渡対価がいずれの買換資産の取得価額に充てられたかは、この明細書を提出する者の任意によります。

この場合における「取得をした事業用資産」の「取得対価（③）」欄及び「取得に要した費用の額（④）」欄の記載については、この明細書に係る譲渡をした特例（受贈）事業用資産に対応する金額とともに、それぞれの総額を括弧書きで記載してください。